

# 佐賀県営繕工事における情報共有システム活用試行要領

## 1 目的

この要領は、佐賀県県土整備部建築住宅課が発注する営繕工事において、情報通信技術（ICT）を活用し、工事における書類などの情報を交換・共有することにより、業務の効率化を推進するため、情報共有システム活用の試行に関し、必要な事項を定める。

## 2 用語の定義

### (1) 情報共有システム

情報共有システム（以下「システム」という。）とは、受発注者間の情報を電子的に交換・共有することにより業務効率化を実現するシステムのことをいう。

なお、本システムを用いて作成及び提出等を行った工事書類については、別途紙に出力して提出しないものとする。

### (2) 分離・分割発注工事

建築一式工事と電気工事、管工事等を分離して発注する各工事及び同じ工種を複数に分割して発注する各工事

### (3) 工事書類

工事書類とは、公共建築（改修）工事標準仕様書、公共住宅建設工事共通仕様書、その他本県基準等に基づき作成される、工事の施工に伴い必要となる書類全般をいう。

## 3 対象工事

佐賀県県土整備部建築住宅課が発注するすべての営繕工事（公共住宅建設工事を含む。）とし、現場説明書に情報共有システム活用試行対象工事であることを明示する。

## 4 システム利用

### (1) システムの選定及び契約

使用するシステムは、佐賀県が定める『情報共有システムガイドライン』に掲載されたシステムの中から、受注者が決定する。分離・分割発注工事においては、関連工事の各受注者間の協議により決定するものとする。

発注者及び各受注者が使用するシステムのサービス提供者との契約は、各受注者が行うものとする。

### (2) システム利用料

試行対象工事におけるシステムに係る費用（登録料及び利用料等）は、受注者負担とする。

### (3) 利用開始手続き

各受注者は、監督員に使用するシステム、パスワードなどシステム利用に必要な情報を打合せ簿で提出する。

## 5 工事書類の原本性

システムで発議し処理を行った工事書類については、紙への記名押印又は署名等と同等の取扱いとする。また、発注者においては、文書管理システムによる決裁文書と同等の取扱いとする。

## 6 データの提出

受注者は、システム上で共有した工事書類を電子媒体（CD-R等）により発注者へ提出する。提出部数は1部とする。

## 7 検査

### (1) 現場検査

従来通りの方法での検査とする。

### (2) 書類検査

原則、電子成果品については電子検査、紙成果品については紙検査とする。

指定部分完成検査、出来高検査及び中間技術検査も同様とする。

### (3) 検査の準備

検査に用いるパソコン等の機器は、原則として受注者が準備する。

検査時間短縮のため、受注者は、あらかじめデータを電子媒体（CD-R等）からパソコン等へ読み込んでおく。

## 8 情報管理

受発注者は、情報漏洩防止等の観点から以下の項目の管理を徹底すること。

### (1) ID・パスワードの管理徹底

### (2) コンピュータウイルス対策の徹底

### (3) 工事情報等機密情報の管理徹底

### (4) 工事関係データの管理徹底（定期的なバックアップなど）

### (5) その他情報セキュリティに関する基準、法令等の順守

## 9 その他

本要領に定めがない事項に関しては、受発注者協議により定めるものとする。

## 附則（施行期日）

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

#### (現場説明書への記載例)

本工事は、『佐賀県営繕工事における情報共有システム活用試行要領』による情報共有システム活用試行対象工事である。

1. 情報共有システム（ASP）を利用する場合は下記によること。
  - (1) 使用するシステムは、『情報共有システムガイドライン』に掲載されたシステムの中から、受注者が決定する。
  - (2) 発注者及び受注者が使用するシステムのサービス提供者との契約は、受注者が行うものとする。
  - (3) 受注者は、監督員に使用するシステム、パスワードなどシステム利用に必要な情報を打合せ簿で提出する。
2. 情報共有システム（ASP）の利用を希望しない場合は、監督員と協議すること。

#### (分離・分割発注工事の場合の現場説明書への記載例)

本工事は、『佐賀県営繕工事における情報共有システム活用試行要領』による情報共有システム活用試行対象工事である。

1. 情報共有システム（ASP）を利用する場合は下記によること。
  - (1) 使用するシステムは、『情報共有システムガイドライン』に掲載されたシステムの中から、分離・分割発注された関連工事の各受注者間の協議により決定する。
  - (2) 発注者及び受注者が使用するシステムのサービス提供者との契約は、受注者が行うものとする。
  - (3) 受注者は、監督員に使用するシステム、パスワードなどシステム利用に必要な情報を打合せ簿で提出する。
2. 情報共有システム（ASP）の利用を希望しない場合は、監督員と協議すること。